



基 発 第 0513002 号
平成 16 年 5 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」について
等関係通達の一部改正について

職場における喫煙対策については、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、平成 15 年 5 月 9 日付け基発第 0509001 号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」により、その推進に努めてきたところであるが、今般、職場の喫煙対策のための教育について、有識者からなる検討会（「職場の喫煙対策のすすめ」検討会）の検討結果がとりまとめられ、「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」（平成 16 年 5 月 13 日付け基発第 0513001 号）を発出したところである。

ついては、関係通達について下記のとおり改正するので、これを了知するとともに、その周知に努められたい。

記

1. 平成 4 年 7 月 1 日付け基発第 392 号「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」について」関係

記のⅡの第 2 の 1 の（1）の③中「たばこの煙又は臭いに不快を感じている労働者がいる」を「職場で非喫煙者の受動喫煙がある」に改める。

④中「喫煙室や喫煙場所の設置、禁煙タイムの設定等」を「全面禁煙又は空間分煙」に改める。

2. 平成 4 年 7 月 1 日付け基発第 391 号「快適職場形成促進事業の施行について」関係

別添 1 の第 2 の 1 中（3）を（4）とし、（2）を（3）とし、（1）の次に「（2）職場における喫煙対策のための教育の実施」を加える。

「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」について（平成4年基発第392号） 新旧対照表

新	旧
I (略) II 快適職場指針の内容 第1 (略) 第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項 1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置 (1) 空気環境について ①「浮遊粉じんや臭気等」には、ガス、蒸気、煙、ヒューム、ミストが含まれること。 ②「不快と感ずることのない」とは、浮遊粉じん等の存在が視覚、嗅覚等で意識される不快を感じない状態であり、また、換気が悪いと感じられる状態や臭気が不快と感じられる等の状態がないことをいうこと。 ③「必要に応じ」とは、<u>職場で非喫煙者の受動喫煙がある場合</u>をいうこと。 ④喫煙対策としては、<u>全面禁煙又は空間分煙</u>があり、事業場の実体に応じて適切な対策がとられていること。 ⑤「これらの発散を抑制するために必要な措置」には、散水することが含まれること。 (以下略)	I (略) II 快適職場指針の内容 第1 (略) 第2 快適な職場環境の形成を図るために事業者が講ずべき措置の内容に関する事項 1 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置 (1) 空気環境について ①「浮遊粉じんや臭気等」には、ガス、蒸気、煙、ヒューム、ミストが含まれること。 ②「不快と感ずることのない」とは、浮遊粉じん等の存在が視覚、嗅覚等で意識される不快を感じない状態であり、また、換気が悪いと感じられる状態や臭気が不快と感じられる等の状態がないことをいうこと。 ③「必要に応じ」とは、<u>たばこの煙又は臭いに不快を感じている労働者がいる場合</u>をいうこと。 ④喫煙対策としては、<u>喫煙室や喫煙場所の設置、禁煙タイムの設定等</u>があり、事業場の実体に応じて適切な対策がとられていること。 ⑤「これらの発散を抑制するために必要な措置」には、散水することが含まれること。 (以下略)

快適職場形成促進事業の施行について（平成４年基発第３９１号） 新旧対照表

新	旧
別添 1 第 1 中央労働災害防止協会に委託する事業（略） 第 2 都道府県労働基準協会等に委託する事業 1 普及啓発事業 （1）事業者に対する普及啓発活動の実施 <u>（2）職場における喫煙対策の推進のための教育の実施</u> <u>（3）都道府県快適職場推進大会の開催</u> <u>（4）都道府県快適職場推進協議会の開催</u> 2 （略） 3 （略）	別添 1 第 1 中央労働災害防止協会に委託する事業（略） 第 2 都道府県労働基準協会等に委託する事業 1 普及啓発事業 （1）事業者に対する普及啓発活動の実施 <u>（2）都道府県快適職場推進大会の開催</u> <u>（3）都道府県快適職場推進協議会の開催</u> 2 （略） 3 （略）